

## 秋田県におけるほ場整備事業実施に係る土地の権利関係調査実施要領の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p>第1～第3 略</p> <p>第4 調査内容</p> <p>1～2 略</p> <p>3 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 農地中間管理権を設定する農地の一覧表の提出  <u>換地等調整業務を実施する者は、9月末までに確定した一定地域の農地一覧表を精査の上、別紙様式第2-1号に農地一覧表（様式A）と所有者一覧表（様式A別紙）を添付し、12月末までに関係する地域振興局を經由の上農林水産部長へ報告する。地域振興局長は、換地等調整業務を実施する者から報告があった場合は、速やかに別紙様式第2-2号により副申することとし、その報告を受けた農林水産部長は農地中間管理機構へ提出すること。</u></p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。  <u>この要領は、令和3年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～第3 略</p> <p>第4 調査内容</p> <p>1～2 略</p> <p>3 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 農地中間管理権を設定する農地の一覧表を機構へ提出  <u>換地等調整業務を実施する者は、9月末までに確定した一定地域の農地一覧表を精査の上、10月末日までに機構へ提出すること。</u></p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>